

答 申 第 1 2 2 号
(諮 問 第 1 2 2 号)

令和 7 年 (2025 年) 1 月 31 日

鎌倉市教育委員会 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 4 年 (2022 年) 10 月 31 日付け鎌教委教総第 4520 号で諮問のあ
った下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

個人情報一部開示決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和3年（2021年）12月16日付けで、審査請求人が個人情報の開示を請求した「鎌倉市立□□学校及び鎌倉市教育委員会において〇〇に関する情報 △学年以降すべて」について、実施機関鎌倉市教育委員会が令和4年（2022年）3月8日付け鎌倉市教育委員会指令教指第4号で行った個人情報一部開示決定処分は妥当である。ただし、非開示とした情報のうち、別表1に掲げるものは開示すべきである。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 個人情報開示等請求書の提出

審査請求人は、令和3年（2021年）12月16日付けで鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月条例第8号。以下「旧条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「鎌倉市立□□学校及び鎌倉市教育委員会において〇〇に関する情報 △学年以降すべて」に係る個人情報開示等請求（以下「本件請求」という。）を法定代理人を通じて行った。

イ 本件処分について

実施機関は、本件請求に対し、令和4年（2022年）3月8日付け鎌倉市教育委員会指令教指第4号で個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和4年（2022年）6月16日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

非開示部分の開示を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和4年（2022年）6月16日付けで提出した審査請求書、同年8月10日付けで提出した反論書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人による口頭意見陳述は実施していない。

ア 本人には知る権利があること。

イ 本人が本人のを知るための個人情報開示であるのに、本人に関する情報すべてが開示されていないことが理解できない。

ウ 診断書、FAX、記録（日時、場所、担当部署、担当者、目的、事実の内容）などを含め、本人に関するすべての情報開示を求める。

3 実施機関の個人情報一部開示決定理由説明要旨

令和4年（2022年）7月5日付けで提出された弁明書及び令和6年（2024年）2月13日に実施した実施機関の口頭による決定理由説明によると、実施機関が個人情報一部開示決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、「本人には知る権利があり、開示を求める。」と主張しているが、知る権利も無制限ではない。
- (2) 旧条例第18条は、自己を本人とする個人情報の開示請求権を定めているが、個人情報の開示にあたっては、旧条例第19条第1項各号に定める非開示事由に該当する場合は、非開示とすることができる」と規定している。
- (3) 本件処分に係る個人情報には、第三者のプライバシーを侵害するおそれのある情報や、本人に対しても開示することが適当でないと認められる情報も含まれていることなどから、本件処分で非開示とした箇所は、次の理由から旧条例第19条第1項第2号、第4号及び第6号に該当するものである。

ア 旧条例第19条第1項第2号に該当とした理由

開示請求者以外の個人に関する情報であり、特定の個人が識別されるため、開示請求者に開示することにより当該個人の正当な利益を侵害することとなるため非開示とした。

イ 旧条例第19条第1項第4号に該当とした理由

学校での生活、指導、相談、評価について関係者による専門的見地からの所見、所見に基づく方針及びやり取りの記録には、個人の指導、相談、評価（以下「指導等」という。）に関する情報が記載されている。

指導等に関する情報は、生徒指導等にあたり関係者が専門的知見に基づき、状況を主観的に分析し、協議した経過がありのままに記載されたものであり、仮に開示した場合、指導等に次のよう

な著しい支障を生じるおそれがあり、効果的、継続的な教育事務の遂行が困難となる。

- (ア) 開示請求者に不正確な理解や誤解を与えるおそれ
- (イ) 不正確な理解を与えるおそれを避けるために記録が形骸化するおそれ
- (ウ) 必要な関係者から情報が得られなくなるおそれ

ウ 旧条例第 19 条第 1 項第 6 号に該当とした理由

学校運営事務に関する情報は、学校の行事や授業等についての日常の運営に関する協議内容がありのままに記載されたもので、上記（ア）、（イ）のほか、必要な協議が行われなくなるおそれがあり、円滑効果的な学校運営事務の遂行に大いに支障を及ぼすおそれがある。

- (4) 以上のことから、本件処分は妥当である。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 審査請求人は、「鎌倉市立□□学校及び鎌倉市教育委員会において○○に関する情報 △学年以降すべて」に係る本件請求を行っている。

審査請求人の本件請求に対し、実施機関は、別表 2 に掲げる文書を特定し、このうち、⑪文書から⑭文書までの文書については全部開示を、残る文書については、旧条例第 19 条第 1 項第 2 号、第 4 号又は第 6 号のいずれかに該当するものとして、個人情報一部開示決定を行った。

審査請求人は本件処分について、実施機関が示した非開示事由に該当しない旨の主張をしていることから、①文書から⑩文書まで並びに⑮文書及び⑯の文書（以下「本件文書」という。）に係る非開示事由該当性について、以下、検討する。

- (2) 旧条例第 19 条第 1 項第 2 号該当性について

ア 旧条例第 19 条第 1 項第 2 号は、「開示請求をした者（中略）以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であって、開示請求者に開示することにより当該個人の正当な利益を侵害することに

なると認められるとき」は非開示とする旨を規定している。

イ 当審査会が本件文書を見分したところ、実施機関が説明するところ、実施機関が非開示とした箇所には、審査請求人以外の個人名又は審査請求人以外の者を特定することができる内容が記されていた。

よって、旧条例第 19 条第 1 項第 2 号に基づき非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ しかしながら、これら個人情報のうち、法定代理人が審査請求人と相談の上で審査請求人のために行った行為等、審査請求人が当然に知り得ている情報については、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵害するおそれは認められないことから、別表 1 に記載する箇所を開示すべきである。

(3) 旧条例第 19 条第 1 項第 4 号該当性について

ア 旧条例第 19 条第 1 項第 4 号は、「個人の相談、指導、診断、評価、判定、選考等に関する情報であって、開示請求者に開示することにより、当該相談、指導、診断、評価、判定、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき」は非開示とする旨を規定している。

イ 当審査会が本件文書を見分したところ、実施機関が非開示とした箇所には、審査請求人に関する指導等の記録が記載されていた。これを公にすると、評価者が専門的な知見に基づく評価や、経過に関する正確な記録の記載をためらい、形式的な記載にとどめることとなる結果、効果的、継続的な指導等の実施に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる。

よって、旧条例第 19 条第 1 項第 4 号に基づき非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

ウ しかし、本件文書で非開示とされた箇所には、審査請求人の行動や審査請求人が法定代理人や教師等から当然に知り得たと推認できる情報が含まれており、かつ、審査請求人に開示したとしても、実施機関の主張する不正確な理解や誤解を与えるおそれや記録が形骸化するなどのおそれは認められないことから、別表 1 に掲げる箇所については、開示すべきである。

(4) 旧条例第 19 条第 1 項第 2 号及び第 4 号双方の規定に該当する部分の情報について

実施機関は、審査会の判断で開示するよう示した部分について、非開示とした根拠を旧条例第 19 条第 1 項 2 号又は同条同項第 4 号のいずれかに該当すると説明している。

しかし、審査会で当該文書を見分のうえ検討したところ、各号のいずれにも該当すると判断できる記載箇所が認められた。

そのため、審査会の判断において非開示部分を開示すべきとした場合は、非開示該当条項ごとに分類・細分化し、別表 1 の【2号該当】又は【4号該当】のいずれかに記載するところであるが、本答申においては、開示すべき記載箇所はこれを細分化することなく、別表 1 の【2号該当】及び【4号該当】の双方の欄に記載した。

(5) 旧条例第 19 条第 1 項第 6 号該当性について

ア 旧条例第 19 条第 1 項第 6 号は、「実施機関又は国の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示請求者に開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」は非開示とする旨を規定している。

イ 当審査会が本件文書のうち②文書、③文書、⑤文書及び⑨文書を見分したところ、実施機関が非開示とした箇所には、学校の行事や授業等についての日常の運営に関する協議内容等が記載されていた。このような記録が公にされると、学校内部における事務処理の経過が明らかとなることから、教職員間での率直な意見交換がなされなくなり、あるいは正確な記録の作成がされなくなるおそれがあることから、学校運営事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、旧条例第 19 条第 1 項第 6 号に基づき非開示とした実施機関の判断は妥当である。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表1) 開示すべき情報 ～記載省略～

(別表2) 本件請求に対し実施機関が特定した文書及び非開示理由等
～記載省略～

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 3 / 1 2 / 2 2	個人情報開示請求書が提出される (同年12月16日付け)
4 / 3 / 8	個人情報一部開示決定通知書
6 / 1 7	審査請求書が提出される(処分庁:鎌倉市教育委員会 教育指導課 審査庁:教育総務課) (同年6月16日付け)
7 / 5	処分庁が審査庁に審査請求に係る弁明書を提出
8 / 1 2	審査請求人が審査庁に審査請求に係る反論書を提出 (同年8月10日付け)
1 0 / 3 1	審査会に諮問
6 / 2 / 1 3	第154回審査会で審議 (実施機関の口頭による決 定理由説明)
4 / 8	第155回審査会で審議
5 / 3 1	第156回審査会で審議
6 / 2 8	第157回審査会で審議
7 / 2 6	第158回審査会で審議
9 / 1 2	第159回審査会で審議
1 1 / 7	第160回審査会で審議
7 / 1 / 1 6	第162回審査会で審議
1 / 3 1	答申(答申第122号)